

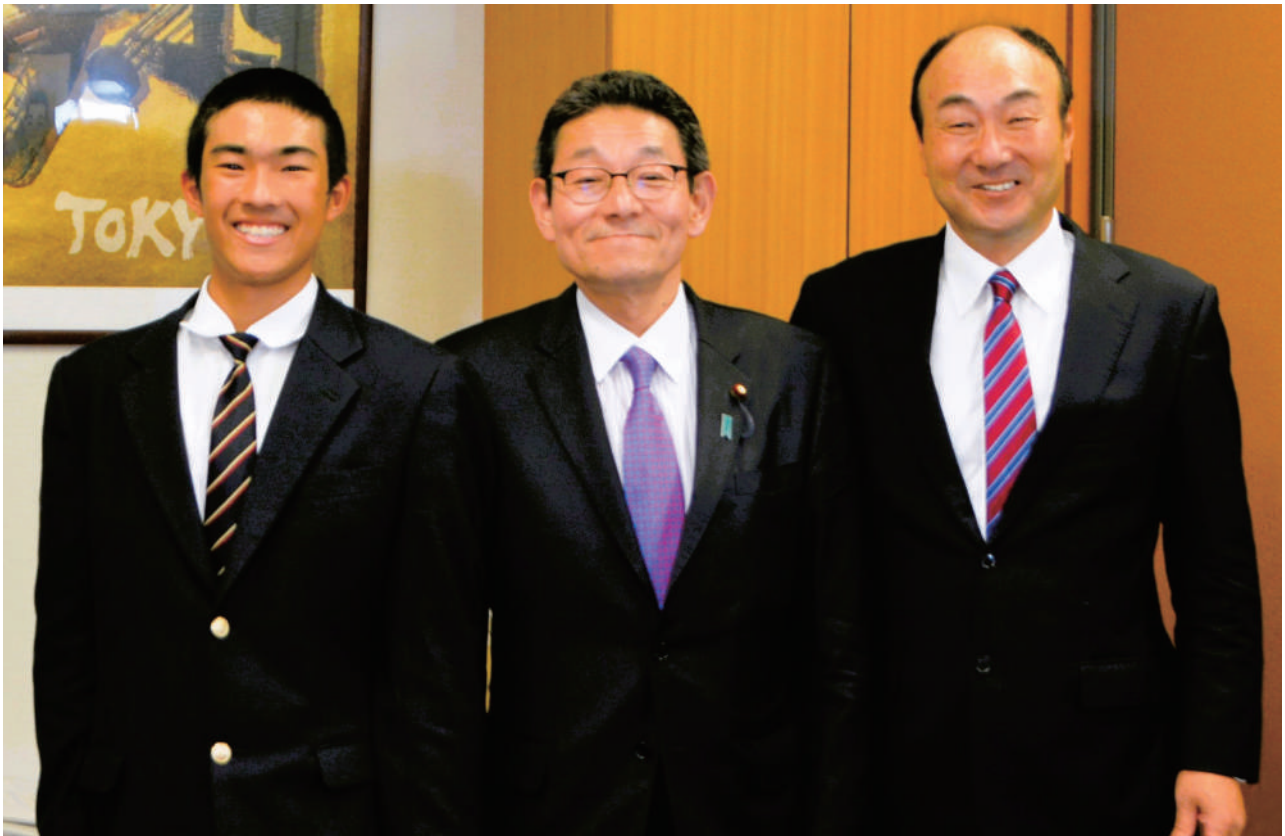
対談 笠 浩史 元文科副大臣

チア・にっぽん提案「高校入試内申書から出欠日数削除」

笠議員、国会質疑で 永岡文科大臣から 「しっかり検討していく」 の言質を取る

聞き手 チア・にっぽん代表 稲葉寛夫





笠浩史議員（写真中央）、稲葉寛夫（右）、稲葉ジョセフ（左 / 撮影）

笠 浩史 元文科副大臣 / 「多様な学びを創る」超党派国会議員連盟幹事長代理 / 立憲民主党国会対策筆頭副委員長

衆議院議員。1965 年生まれ。福岡県修猷館高校、慶應大文学部卒。テレビ朝日政治部記者を経て、2003 年 11 月衆議院議員初当選。現在、7 期目（神奈川 9 区）。民主党幹事長代理、国対委員長代理、文科大臣審議官、副大臣、文部科学委員会筆頭理事等を歴任。立憲民主党所属。「人づくりなくして、国づくりなし」をモットーに文教・経済・国対分野を主軸に活躍。「多様な教育社会を確保すること」を政策に掲げ、心を注いでいる。

稲葉 寛夫 チア・にっぽん代表

1962 年生まれ。早稲田大学法学部、フラー神学大学院国際コミュニケーション学修士課程卒。NHK ディレクター時代、「光あるうちにー三浦綾子・その日々」（地方の時代賞ノミネート、北海道 TV 番組大賞受賞）、「再出発の冬ー東京・山谷の小さな教会」（NHK 番組制作局長賞受賞）ほか、100 余りの番組を制作。ハリウッドに在住し、3 人（32 歳、27 歳、14 歳）をホームスクーリングして 24 年め。2000 年にチア・にっぽんを設立して以降、セミナーや出版活動、「教育機会確保法」などのホームスクーリング関連法案の環境整備等に励み、日米を往復。家族・教育の聖書への回復と環境整備、そのサポートを目指している。

写真撮影：稲葉 ジョセフ

ホームスクーラー（14 歳）。関心は、野球、聖書、語学学習（英語、スペイン語、韓国語ほか）、化石、動物学、音楽、写真撮影と多方面。

笠議員（元文科副大臣）との 事前面談にて

国会（衆議院決算委員会）で4月24日、東京都や広島県らで今春実施が始まった「高校入試内申書からの出欠日数削除」の全国実施に向け、笠浩史議員（元文科副大臣／立憲）が永岡桂子文科大臣と質疑を行いました。

この課題は、多様な教育の環境整備の一環として、チア・にっぽんが、1年半ほど前から「超党派多様な学びを創る議連」の国会議員らを中心に、提案してきたものです。笠議員（同議連幹事長代理）はこの提案を受け止め、委員会の2週間前の面談時に、質疑で取り上げる可能性があることを話してくださいました。

法律や社会の制度、慣習を改善していく方法はいくつかあります。ホームスクーリングや多様な教育社会を前進させていく時

には、「教育機会確保法」の制定が大きな効果をもたらしました。現在は、法律の文言の改正や施策の推進のために、超党派「多様な学びを創る」議員連盟などの動きが大事になってきています。笠浩史元文科副大臣は、1年半前のインタビューで、さらに「大臣の言質」を取る方法を示してくださっていました。

「大臣」の発言は重く、たとえば国会質疑で大臣が「検討します」と発言した場合は、各省庁の官僚らは「検討」のための作業をしなければならないからです。もし、大臣の発言後、実際の検討作業をしていなければ、その大臣は、国会でした約束について義務違反を行ったということになってしまいます。その方法を笠議員は示してくれました。

笠議員 議連（現在の「多様な学びを創る」超党派議員連盟）での議論を重ね、国会での質疑で取り上げることが良いと思います。そこで大臣の言質を取る方法です。法律の趣旨について、今一度、言質を取ります。

稲葉 素晴らしいですね。ぜひお願いします。この法律「教育機会確保法」は、これまでの法律に書き込まれていなかった今の時代のニーズ、新たな考え方を補足する大事な法律です。「大臣の言質を取る」という方法があるのですね。

2022年1月18日
インタビュー（別冊特集）より
「対談」
笠浩史 元文科副大臣
多様な教育／ホームスクーリングの法的環境整備を目指す5つの問題提起（P4）



別冊特集「対談 笠 浩史 元文科副大臣

多様な教育 / ホームスクーリングの法的環境整備を目指した5つの問題提起」4ページより

笠議員 そうです。大臣の答弁は、その後の施策に大きな効力を持ちます。

稲葉 分かりました。ぜひ、よろしく願います。

それから1年3カ月の時を経て、自由で多様な教育をめぐり「大臣の言質を取る」という国会での質疑の作戦が、いよいよ始動することとなりました。

国会質疑10日前

笠浩史元文科副大臣との

事前面談

稲葉 お忙しいところ、ありがとうございます。

笠議員 いいえ、とんでもないです。

稲葉 今日は主に2点あります。

笠議員 はい。

稲葉 1点目は、これまで先生方にお世話になりました「教育

機会確保法」等に基づき、「高校入試の内申書から出欠欄を削除」することを全国的に普及させることについてです。それを国会で質疑していただく可能性があるので、先日、笠先生から教えていただきました。

笠議員 都立高校等で、今春から実施されることになった件ですね。

稲葉 はい。まず感謝を申し上げます。全国の皆さんに、今春から東京都等では「出欠欄が削除となった」話をお伝えしました。「ホームスクーリング・多様な教育」が浸透してきたことで、行政・教育委員会側が改善したことに、多くの喜びの声をいただいています。中学校の先生方からも、「これは大きな変革!」「信じられない」といったコメントをいただきました。

笠先生には、制度改革の動きが始まる7年ほど前から、応援

していただきました。今回の「出欠欄削除」も、また一つ、先生が支えてくださった成果だと思っています。こうした法的な環境整備がまた一歩進み、良かったです。本当にありがとうございます。

整備がまた一歩進み、良かったです。本当にありがとうございます。

ます。

笠議員 とんでもないです。

稲葉 それで、さらにこの件を全国的に広め、多様な教育の環境作りを進めていくことを願い、考えていたところ、笠先生から、国会での質疑が可能であるとお話をいただきました。一昨年の面

談時にも、国会で首相や文科大臣らから言質を取るという戦略をご教示いただいていたのですが、とてもうれしく思っています。

笠議員 そうですね。ちょうど今度の決算委員会で、私自身が文科大臣に30分ほど質問するタイミングでもあります。そこで取り上げたいと考えました。

稲葉 ああ、そうだったのです

か！ 素晴らしいです。

笠議員 ええ。今、取り上げるべき大事なテーマかなと思っています。

稲葉 ありがとうございます。

全国に広がる「出欠欄削除」

笠議員 私も調べてみると、神奈川・大阪でも、高校入試における「出欠欄削除」が先行して実施され、広島も今春から実施されています。

稲葉 おー、そうですか。うれしいですね。各都道府県教育委員会や私立学校では、5、6月に翌春の受験システムを見直し、9月に正式発表というスケジュールが多いと聞いています。今回の国会質疑等の動きを受けて、さらに改善が進み、早く活かされていくことを期待します。

笠議員 そうありがたいです。まず、私立は別として、いわゆる

公立、県立、都立というところからの改善を目指せればと思います。私立の場合は、文科省がこうしろあしろと言うべき話ではないかな……。まずは都道府県教委が、多様な教育の時代と法制度の適応について、きちんと判断していくところから進められたらと思います。

稲葉 そうですね。私立学校に對して国や文科省がむやみに介入する状況は、招きたくないですね。

とはいえ、私立学校も、自主的に「多様な教育」の時代と新しい法制度への理解を深めていただきたいと願います。旧態依然な解釈で「出欠数が3年間で10日以上は、推薦入試の受験資格なし」といった門前払いの条件は見直していただき、改善していただければと思っています。

もので受験の機会を奪われるとしたら、それは全く良くないことです。そういうことは基本的にはあってはならないと、今はみんな認識してるはずなのですよね。

稲葉 ええ。一部の入試担当の先生方を除けば、多くは理解されているため、東京都やその他の府県での「出欠記録の削除」の時代になってきたと思います。

笠議員 他方、学校側にとって知る権利もあるとは思いますが。

稲葉 それは、その通りだと思います。

笠議員 方策として、文科省が「全部やめなさい」という通知を出すようなことは、なかなか難しいと思うのですよ。やはり非常に微妙な問題なので。

ただ方向としては、教育の場の多様性をしっかりと認めていきましようという点からの展開が大事だと思います。今、多様

な教育機会確保の流れになって
いる時代で、徐々に広がってき
ていますね。

そうした中で、出席日数でそ
の機会を奪われる、要するに欠
席した日数で、推薦・一般に関
わらず、生徒の受験資格が奪われ
ることは絶対にあつてはならな
い。そのことを、きちんと答弁で、
文科大臣なりから聞き出すこと
が、僕は有効ではないかと思っ
ています。

稲葉 それは素晴らしいですね。
笠議員 おそらく今、全国の教
育委員会は、きちつと理解をし
ていると思います。そういった
中で、私立の一部は、建学の精
神で独立してやられているので、
差はあるかと思います。そこに、
こうしろあしろとは、ちよつ
と言いたくない面があります。

しかし、学校自体が新しい時
代にあるんだということは、そ
れぞれがお分かりになっている



と期待したいです。まあ、いろ
いろな事情の中で、まだそこま
で認識していない学校もあるか
もしれないけれども、全体の流
れの中で今はこういう時代であ
ると、良識が働いていくことを
期待したいですね。

稲葉 素晴らしいですね。笠先
生に国会の答弁の場で実際に取
り上げていただく、文科大臣の
言質を取っていただければ、本
当に大きな力になってくると思
います。

日ごろ、ホームスクーラーた
ちを通して、全国の教育委員会
と接している現場の立場から言
えば、まだまだ「きちつと理解し
ている」との状況には至ってい
ないと思います。いまだに「ホー
ムスクールは違法行為です」と
の文書を配り、それを了承させ、
押印させようと不当な圧力をか
けてくる教育委員会等もありま
す。先週も、その相談が寄せら

れました。

それで私どもから、教育機会確保法や、文科省の省令等を示して対応する方法を伝え、その後、教育委員会側が急に対応を是正し、解決に至ったケースがあったばかりです。ですから、まだまだ啓発や法改正の積み重ねが必要です。

ただし、笠先生たちのおかげで、少なくとも「欠席欄削除」を先行して英断してくださった都府県の教育委員会は、確かに理解してくださっていると言えると思います。この認識がさらに全国に広がっていく上でも、今回の笠先生の国会での質疑、また文科大臣の言質は、大変重要で意義あることと思いい、深く感謝しています。

笠議員 ありがとうございます。

稲葉 私も何人かの私立高校の校長先生方と話しました。「3年間で10日以上欠席者を除外す



る」という出願条件を外すだけで、子どもたちの人生は大きく変わると伝えてきました。その子どもたちは、成績の内申点や、その他の条件は満たし、中学の校長の推薦もあります。ですから、欠席数以外で実力を調べられるでしょうと。

しかし、残念ながらいろいろな意見があり、高校の入試担当者が欠席記録を撤廃することは簡単ではないというのが実感です。

笠議員 まあ、特に私立の方は、やはり自分の学校はこうだという思いがありますから。国が一律でこうしろと言うことはまた別の問題があり、僕はちょっと違うと思うのです。

稲葉 はい。それは私も同感です。むやみな国からの介入を許すことは避けるべきですね。

笠議員 逆に言うと、そういう学校なんだと思われれば、そう



いうところを選択しなきゃいいんだから。

私学の独立性と

生徒の社会権

稲葉 それは、そうなのですが、私自身も私立大学を卒業したので、建学の精神や国からの独立性等、しっかり持っていてほしいという認識があります。言論の自由、学問の自由等が大切です。

ただ今回のイシューに関して言えば、考える点があります。たとえば、人権、社会権等が絡んでいる場合、「我が校はこういう精神なのでこういう方々には入ってほしくありません」としたら、また違う問題が出てくるのではないのでしょうか。

先ほど先生が「時代のニーズ」「子どもたちのニーズ」に社会もようやく目覚めてきたとお話されました。そうした中、私立学

校の独立性は絶対持っていてほしい一方で、「10日以上休んだら、門前払いです」と足切りされるのは、いかがなものでしょうか。

つまり、一つの社会権が、門前払いになってしまう点です。今までは学校に來ない子は何か問題があるかもしれないという見方がありました。そういう生徒を尊重しつつも、一律で足切りする、扉を閉じてしまう点は、改善していくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

笠議員 確かに改善すべきと思いますが、実際は少ないでしょう？ 推薦において、門前払いがあるのでしょいか。

稲葉 そうですね。推薦枠については、足切りになっている私立高校は少ないですね。黙っていても人が集まってくる人気校や難関校は、基本的に欠席数を推薦枠の条件に残してるところが多いです。実際、私も三つ

の高校の校長先生たちと何回かやり取りさせていただきましたが、3つともそうです。

その先生方が言うには、「一般受験枠は、欠席数は問わず門戸を開いています。推薦枠には、学校に通い続けている子どもたちに来てほしいという願いがあるので、欠席数の条件は続けます。受験資格を閉じるのも、私学の自由です」という主旨の見解でした。今、その分野の「自由」の定義、は変わってきているのではないかと感じているのですが、壁があります。

笠議員 私学の独立性は尊重するとしても、大きな方向性としては、やはり多様な教育機会をしつかり認めていく流れにあることは間違いないですね。これまでの大きな成果です。その辺は、私学を運営される皆様方にもご理解をいただきたいなと思います。

稲葉 ありがとうございます。その点だけでも大きな前進になると思います。今回、笠先生が国会で取り上げてくださることで、

よって、社会全体へのインパクトは大きいと思います。実際に各高校が改善するのが、もっと先になったとしても、大きな変化が起こるだろうと思い、深く感謝しております。まずは、全国の公立高校の入試で「出欠欄」が削除になれば、大きいと思います。笠先生のご答弁を傍聴取材に伺いたいたですが、よろしいですか。

笠議員 ぜひ、お出てください。

稲葉 ありがとうございます。日程は？

笠議員 再来週の4月24日です。決算委員会で、30分ほど文科大臣とやり取りします。こういう機会じゃないと、なかなか質問する機会が無いので。

稲葉 絶好のタイミングですね。

それは、良かった。では、よろしく願います。

笠議員 はい、分かりました。

提案2 対象者の定義

稲葉 続いてチア・につぽんからの2点目の提案です。前回もお話しさせていただいた、「教育機会確保法」のいわゆる対象者の定義についてです。

法文では、心理的要因に限定され、文科省令では社会的要因という広義が入っています。そこで、法律の文言に「社会的要因」を明記することを希望します。付帯決議なのか、あるいは先生の質疑で文科大臣の言質を取っていただけでも、すごく助かります。「社会的要因」を入れることで、いわゆる心理的な病等の子どもたちだけでなく、多様な教育を最適な学習環境として選択した子どもたち、ホームスクー

ラーたち等も位置付けることができます。

先週、都内のA区に住むホームスクーラーのBさんから、相談がありました。区役所に提出する文書に、「ホームスクーリングは就学義務違反で、違法です」と但し書きがあつたそうです。

Bさんはすごく驚かれ、不安に駆られました。Bさんは、2年前に長女のホームスクーリングを始め、A区教育委員会に届け出ました。その時は、今回の用紙とは違っていたそうです。しかし、「今回、新しく変わりました」と手渡された用紙には、「就学義務違反」から始まり、様々な不当な圧力と思われることが書かれてありました。

私からは「大丈夫ですよ」と話し、いつものように法律的な根拠や日ごろの学習活動、ネットワーキングのプレゼンの仕方等を伝え、学籍を置く方向で進めるこ



とを提案し、再度、教育委員会にプレゼンしていただきました。

結果として、教育委員会は「就学義務違反」と記された今回の報告書を取り下げ、長女の時と同じように自由なホームスクーリングを見守ることとなりました。

全国的に見れば、このような行政もまだあります。その意味でも、教育機会確保法で、単に心理的な要因に限定せず、社会的要因も書き加え、明確化していただく必要を感じています。もちろん、チャ・につぼんでは、心の病に悩み、心理的な要因でホームスクーリングを始めた方々も、全力でサポートしています。また、助けなければなりません。

ただし、学校生活に問題がなく、積極的な意味で多様な学習ホームスクーリングを選択した皆さんもサポートしていく必要があります。その上でも、早急に検討をお願いしたいです。

笠議員 この提出用紙に「就学義務違反」と書かれているのが、少し問題ですね。

稲葉 2年前に始めたBさんの長女の時には、「就学義務違反」「法律違反」という文言は何も書かれていません。今回は変更があり、「あなたが義務に違反していることを私たち教育委員会は伝えました」「そのことを覚えておいてください」という感じです。

何か問題があった時に「私たちは法律違反だと伝えましたよね」と言える準備をしたのかなと思います。都内のC区の方からも、類似した問題についての相談がありました。

笠議員 これは、教育機会確保法の見直し規定に沿って、「多様な学びを創る議連」での検討が必要ですね。我々が取り組むべき仕事のひとつだという気がするね。
稲葉 ありがたいです。各先生方も「本当にその通り」とおっ

しゃって下さっています。

笠議員 これは政府というよりも、我々がやらないといけないですね。今、丹羽さんが馳さんの後の会長を引き継いでおられるので、ちょっと話をしますよ。

稲葉 お願いします。気が付いたらA区、C区のような、新たな問題事例が生じている状況です。現在、Bさんの件は解決しましたけれど、全国の皆さんの今後のためにも、ぜひ見直しをお願いします。

笠議員 いったい、なぜこのような文言が入ってきたのでしょうか。

稲葉 そうですね。法律と逆行する事例や相談事もまだまだ多いです。そのためにも、「教育機会確保法」の改正が大きな力になっていくと思います。本日、ご相談しようと思ったのはその2点でした。ありがとうございます。

笠議員 「欠席情報の削除」については、東京都や大阪、神奈川、

広島を始め、本当に良き先行事例が出てきましたね。

稲葉 素晴らしいです。こういう先行事例が増えていくと良いですね。聞いたところによると、D県のフリースクールに通っていた子どもたちは、全員、県立高校に不合格だったそうです。本当に可哀想な事例で、今後そのような子どもたちは、なくしていきたいですね。そして、結果的に、多様な教育への理解が一層進んでくれたらと願います。その波及効果は大きいと思います。

笠議員 そうですね。

稲葉 こうした変化によって救われる子どもたちだけでなく、多様な教育、ホームスクーリングへの意識改革にもつながっていくと思いますので。笠先生、本当にありがとうございます。

笠議員 いえ、とんでもないです。では、また24日に。

稲葉 ありがとうございます。



笠浩史議員と 永岡文科大臣の質疑

4月24日、衆議院決算委員会の当日、私は傍聴と取材のために国会議事堂に向かいました。

永岡桂子文科大臣や文科省官僚の皆さんが待つ中、笠浩史議員が登壇しました。

(写真撮影 / 花輪 智史 秘書・笠ひろふみ衆議院議員事務所)





笠議員 多様な教育を得るために1点、指摘をしたい。東京都と広島県の教育委員会が、今年度の調査書、いわゆる内申書から、出席日数の記入欄を削除されました。公立の高等学校の選抜試験においてです。

文科省の令和元年10月25日の「不登校生徒への支援の在り方」の局長通知の中でも、高校入試において、不登校生徒で意欲や能力を有する生徒について、「これを適切に評価することが望まれる」としております。欠席日数が受験に影響を及ぼすのではないかと不安を抱えている保護者の声も伺っております。

大事なことは本人の学ぶ意欲や能力等が最も大切な選抜のポイントです。受験生本人の実力評価をする上で、欠席日数を表記することが必要なのでしょうか。私は、欠席日数が表記されていることを疑問に感じており

ます。その点の大臣の見解を伺いたいと思います。

永岡文科大臣 高等学校の選抜試験の形式、これは実施者が決定すべきものですけれど、真に必要な事項を記載するものになっているかについては、やはり、定期的に見直しを行っていただくべきものであります。出欠の記録欄につきましても、その趣旨ですとか、目的について、各実施者において議論をいただきたいと、そう考えております。

笠議員 多様な教育の場を推進する立場の私たちから言くと、「出欠欄」が負担をもたらす人々がいる点を指摘させていただきます。もちろん、国が一律に、こうしたこととは言えません。けれども、やはり、こうした点について大臣なりがリーダーシップを取り、多様な教育機会というものを子どもたちが安心して活用していける環境を作っていくことが大



事です。またそれが、我々の役割だと思っています。

一部の私立学校については、学校の欠席日数によって、推薦枠などには出願できないケースもあると、私は伺っています。もちろん

私学ですから、独自の建学の精神や伝統があるのかもしれない。それを国がこうしろ、ああしろとは言えないかもしれないけれども、やはり教育の多様性というもの

ものが公立・私立を問わず求められている中で、せめて推薦・一般の受験をする門戸ぐらいは、私は開いておくべきではないか、その機会是与えられるべきではないかと、そのように考えるわけですから、れどもいかがでしょうか。

永岡大臣 実はですね、現在、中央教育審議会の高等学校教育の在り方ワーキンググループにおきまして、高等学校におきましての不登校経験を有する生徒の受け入れですとか、学びの継続のための方

策を論点の一つとして議論を進めているところでございます。その論点を踏まえて、これがどのような取り組みが必要なのか、可能なのか、しっかりと検討してまいります。

笠議員 大臣には、今日は夜間中学、そして高等学校の受験の機会について触れさせていただきまして、けれども、いずれにしても一人ひとり、いろいろな形で、子ども政策が大事だと思います。

子どもを産み、育てやすい環境を作ることです。生まれてきた子どもたちが、将来の担い手として成長してもらう、その環境を誰一人、取り残すことなく作っていくことが、政治の一番の責任だと思います。そういった思いで、我々もバックアップしますので、ぜひ、リーダーシップを発揮してください。私、質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

国会 決算委員会での 審議を取材して

自由で多様な教育の環境整備を目指す「永岡大臣の言質を取る」作戦が、現実に行き詰まりました。「どのような取り組みが必要なのか、可能なのか、しっかりと検討してまいります」との永岡大臣の発言は、大きな意味を持ちます。

なぜなら、冒頭に記した通り、

「大臣」の発言は軽くなく、今回の国会質疑で永岡大臣が「しっかり検討します」と発言したので、文科省の官僚らは「検討」のための実際の作業をしなければならぬからです。もし、永岡大臣の発言後、具体的な検討作業をしていなければ、永岡大臣は、国会でした約束について義務違反を行ったということになってしまいます。

実際、笠議員は、今回の質疑の別のテーマにおいて、過去の大臣発言等を言質に、その後の進展状況の遅延について「約束違反」であることを論拠に、厳しく追及する方法で課題の前進・解決を迫っておられました。

今回、質疑において「意欲・能力による評価・高校入試」「欠席日数表記の必要性への疑問」「多様な教育の推進・環境整備」に切り込み、永岡大臣から「選抜試験の形式は実施者が決定すべき



ものだが、定期的な見直しが必要。出欠欄の趣旨・目的において、実施者の議論をいただきたい」との見解が引き出されました。

さらに、笠議員は、推薦・一般受験の機会についても問いたされました。私も笠議員同様、国が、私立学校にもやみに介入する扉を開くことには反対です。しかし、笠議員が主張された通り、教育の多様性が公私立を問わず、求められている新しい時代の中で、私立学校も旧態依然とせず、認識を改善し、門戸は開くべきと思います、今回、笠議員が問いただしてくださったことを、うれしく思いました。

永岡大臣から「中教審の論点を踏まえ、これがどのような取り組みが必要なのか、可能なのか、しっかりと検討してまいります」との答弁も引き出されたことも大きな成果と思いました。

多様な教育の法的な環境整備、

教育の自由を築く歩みは、簡単ではありません。しかし、今回、「欠席事項の削除」という切り口をテーマに、国会での大臣との質疑として正式に議論が交わされ、そして永岡大臣が「しっかり検討します」と約束された意義は、「自由で多様な教育社会」を前進させる、一つの大きなステップ、窓口になるのではないかと思います。

私たちとしても、こうした皆さまの恵みと希望と励まし、多くの皆さんの応援の中、引き続き、ホームスクーリングの推進とサポートへの一層の努力を重ねつつ、法的側面の環境整備に向けて努力を続けていければと感じました。

(チア・にっぽん代表

稲葉 寛夫)



www.cheajapan.com

